

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人みのり会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、常勤である理事をいう（以下同じ）。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤理事以外の理事及び監事並びに評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤理事 月額報酬（及び賞与）
- (2) 非常勤役員等 日当
- (3) 各委員 日当

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分において、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤理事 別表第1に定める額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 各委員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、下記に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が金融機関の休業日の場合は、その前日に支給する。）

- 2 非常勤役員及び評議員、各委員に対する報酬は、理事会又は評議員会、各委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程手により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 15 日より一部変更し施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より一部変更し施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額は、理事会において決定する。
業務執行理事	報酬総額(年額)を定めて、その限度額内で理事会において決定する。

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1)理事

	日額
理事会等会議への出席	12,640円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	12,640円

(2)監事

	日額
監事監査等への出席	31,301円
理事会等会議への出席	12,640円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	12,640円

(3)評議員

	日額
評議員会への出席	12,640円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	12,640円

別表第3 (委員等の報酬)

(1)権利擁護第三者委員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員

	日額
委員会への出席	12,640円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	12,640円